

# 青森・岩手県境不法投棄に係る経緯等

青 森 県

青森・岩手県境不法投棄に係る経緯等

事業者の動き	地元の動き	県の動き	国の動き
<p>・55.5.8 一般廃棄物最終処分場設置届出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・種類：し尿脱水汚泥</li> <li>・場所：田子町大字遠瀬字和平3番地外</li> <li>・面積：10,000,000 平方メートル</li> <li>・容量：300,000 立法メートル</li> <li>・方式：汚泥を堆肥として20～40cm厚で播入覆土（草地に還元）</li> </ul>		<p>・55.5.13 一般廃棄物最終処分場設置届出受理</p>	
<p>・56.2.20 農地法第5条の規定による許可申請 (農地又は採草牧草地の転用のための権利移動の制限)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡人：農事組合法人 和平高原開発農場</li> <li>・譲受人：三栄化学工業(株)</li> <li>・土地：田子町大字遠瀬字和平9 (畑 105,645 m<sup>2</sup>のうち 18,000 m<sup>2</sup>)</li> <li>・目的：下水道汚泥を処理するための捨場</li> <li>・期間：許可日より1カ年</li> </ul>		<p>・56.3.19 農地法第5条の規定による許可</p>	
<p>・56.3.30 産業廃棄物処理施設（最終処分場）設置届出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・種類：汚泥（有害物質を含まない）</li> <li>・場所：田子町大字遠瀬字和平3番地外</li> <li>・面積：1,069,500 平方メートル</li> <li>・容量：427,800 立法メートル</li> <li>・方式：山間牧草地埋立方式</li> </ul>		<p>・56.7.24 産業廃棄物処理施設設置届出受理</p>	
<p>・56.4.21（収受7.10） 産業廃棄物処理業許可申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容：汚泥（有害物質を含まないもの）に係る収集運搬及び最終処分</li> </ul> <p>[最終処分場]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所：田子町大字遠瀬字和平3番地外</li> <li>・面積：1,069,500 平方メートル</li> <li>・容量：427,800 立法メートル</li> <li>・方式：山間牧草地埋立方式</li> <li>・処理能力：200 t/日</li> </ul>		<p>・56.7.23 産業廃棄物処理業を許可</p>	
<p>・57.2.10 産業廃棄物処理施設（最終処分場）使用開始 報告書 提出</p>			
	<p>・62.4.16 住民から調査依頼有り 「農業用水路の藻に白いこけ様物が150m 付着」</p>	<p>・62.4.16 三戸保健所現地調査 埋立処分場から水の流出を確認 →自主水質検査指導</p> <p>・62.5.13 三戸保健所立入調査 水質検査結果；排水基準内 2ヶ月ごとの検査を指導</p>	
<p>・63.8.5 産業廃棄物処理業更新許可申請</p> <p>・元.2.8 産業廃棄物処理業変更許可申請</p>		<p>・元.1.11 産業廃棄物処理業更新許可 ・汚泥（有害物質を含まない）の収集運搬及び最終処分</p> <p>・元.2.17 産業廃棄物処理業変更許可 ・事業範囲；燃えがらを追加</p>	

事業者の動き	地元の動き	県の動き	国の動き
	<ul style="list-style-type: none"> <li>元. 5. 23 住民2人から苦情有り ・「ドラム缶を積んだトラックが出入りしている。」 ・「三栄は何のごみを運んでいるのか。」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>元. 5. 23 三戸保健所が立入調査実施 ・千葉市からのごみを発見 ・ドラム缶は確認できず</li> <li>元. 5. 24 三戸保健所に源新社長を呼び出し ・千葉市からのごみの搬入停止と最終処分場の整備を指導</li> <li>元. 5. 29 三戸保健所が現地調査 ・搬入停止を確認</li> <li>元. 6. 16 環境保健部長から三栄化学工業(株)に厳重注意 (始末書及び処理計画書の提出を指示)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>元. 5. 24 厚生省環境整備課に電話報告</li> <li>元. 5. 25 厚生省環境整備課に報告し、指導を得る(上京)</li> <li>元. 5. 26 千葉県から千葉市が田子町への搬入を停止決定した旨の報告がある。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>元. 11. 21 千葉市のごみを密閉遮断し、現地処理する旨の承認を求める(800m以内)</li> <li>元. 11. 25 三栄化学工業(株)が源新重信に800m以内の土地利用承認を求める(同日承認)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>元. 11. 22 田子町長から異議なしの旨回答</li> <li>元. 11. 27 田子町長から県に対して ・千葉市と処理方針の合意した旨の報告 ・業者に対する指導の依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>元. 11. 28 環境保健部長通知 ・千葉市からのごみは、最終処分場を整備のうえ適正に処理すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>元. 11. 24 千葉市長から三栄化学工業(株)あてに適正処理を依頼</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>元. 11. 30 最終処分場設置届出書提出 ・種類; 遮断型 ・面積; 800m<sup>2</sup> ・容量; 2,400m<sup>3</sup></li> <li>2. 1. 8 一般廃棄物最終処分場使用廃止届出 (遮断型; 800m)</li> <li>2. 1. 31 一般廃棄物最終処分場使用廃止届出 (10,000,000m<sup>3</sup>)</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>2. 11. 28 産業廃棄物処理業変更許可申請 (中間処理業を追加)</li> <li>3. 3. 15 三栄化学工業(株)と田子町が産業廃棄物に関する協定締結 ・対象廃棄物; 燃えがら、汚泥(有害物質を含まない) ・対象施設; 川倉ノ上11番地内 (中間、最終、浸出液処理プラント) 川倉ノ上28番地内 (中間、最終のみ)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>3. 1. 9 産業廃棄物処理業変更許可 ・事業範囲; 中間処理(堆肥化)を追加 燃えがら、汚泥(以上有害物質を含まないもの)と樹皮を混合、堆肥化し処理を完結</li> <li>場 所; 田子町大字茂市字川倉ノ上11番地</li> <li>処理能力; 200t/日</li> </ul>	

事業者の動き	地元の動き	県の動き	国の動き
		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成3～4年度 三戸保健所担当課長談 <ul style="list-style-type: none"> <li>住民からの苦情は特になかったと思う</li> <li>県外からの汚泥を搬入していたので、月に1～2回立入調査を行っていた</li> <li>特に不適正な処理等の事実はなかったと記憶している</li> </ul> </li> <li>平成5年度 三戸保健所担当課長談 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成5年度は県外からの搬入があったので、その都度調査に行く程度だったと思う</li> <li>特に文書に記録すべき事項（改善指示等）はなかったと思う</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成3年；廃棄物処理法改正（施行；4. 7. 4）</li> <li>廃棄物処理施設の設置について、届出制から許可制に移行</li> <li>特別管理産業廃棄物について、マニフェストの使用を義務づけ</li> <li>収集運搬業と処分業を区分け</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>7. 1. 13 新たな中間処理施設について変更届</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>6. 8. 23 三戸保健所立入調査（中間処理施設、最終処分場） <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな中間処理施設（堆肥化）を設置</li> <li>穴を掘って汚泥を入れている</li> <li>処理後の堆肥らしいものを野積みを確認</li> </ul> </li> <li>6. 9. 2 三戸保健所立入調査（管理主任立会い） 〔改善指示票交付〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>汚泥を撤去し、適正に処理すること</li> <li>汚泥は処分場以外で処分しないこと</li> <li>原料置き場と製品置き場を区別すること</li> </ul> </li> <li>6. 10. 20 三戸保健所立入調査 9月2日の指示のうち、汚泥は堆肥化施設で処理 〔改善指示票交付〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな施設に関し、処分業の変更届けが受理されたのか確認のこと</li> <li>特殊肥料生産事業場としての許可を確認のこと</li> <li>原料置き場と製品置き場を区別すること</li> </ul> </li> <li>7. 1. 19 三戸保健所で従業員から聞き取り調査実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>二戸市のし尿汚泥をS55から月に20～30t受入</li> <li>久慈市から月に20～50t受入</li> <li>4～5年前に三戸地区清掃センターの焼却灰を受け入れた経緯有り</li> <li>新施設は1月初旬に15日間使用</li> <li>一般廃棄物の搬入については、前・現町長から同意を得ている（町は否定）</li> </ul> </li> <li>7. 1. 20 〔改善指示票交付〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>新施設は、変更届が受理されるまで使用しない</li> <li>これまでの搬入状況を報告すること</li> </ul> </li> <li>7. 2. 9 三戸保健所立入調査（作業員からの聞き取り） <ul style="list-style-type: none"> <li>1月20日以来、し尿汚泥は搬入していない</li> <li>新施設に投入した汚泥は旧施設に移し替えた</li> </ul> </li> <li>7. 2. 28 廃棄物対策室立入調査 〔指導事項〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>看板を建てること</li> <li>フェンスの設置等により飛散・流出を防止すること</li> <li>水処理を徹底すること</li> <li>堆肥を施設外に野積みしないこと</li> </ul> </li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>7. 3. 20 住民から、中間処理施設に生ごみが夜中に搬入されているとの情報有り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7. 3. 20 三戸保健所立入調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみは確認されなかった</li> <li>搬入時間を守るよう指示</li> </ul> </li> </ul>	

事業者の動き	地元の動き	県の動き	国の動き
	<p>7. 5. 11 田子町が、二戸市及び久慈市からのし尿汚泥を受け入れることとした、との文書回答</p> <p>7. 9. 21 住民から ・中間処理施設から出た汚水が河川に漏出している ・県外ナンバーのトラックが早朝、夜間にきている ・一般廃棄物が搬入されているのではないかと との電話情報有り</p> <p>7. 10. 18 住民から ・許可以外のものを夜中に搬入している ・帳簿が二重になっている、と聞いている との情報</p>	<p>7. 3. 28 三戸保健所立入調査（バックホーによる掘削） ・現場を数カ所掘削したが生ごみは発見されず</p> <p>7. 5. 25 三戸保健所立入調査 ・新施設の看板、囲いの設置を確認 ・堆肥を野積みしないよう指導（改善指示票交付）</p> <p>7. 9. 22 三戸保健所立入調査 ・汚水の流出は確認されず ・岩手県側で2ヶ所の穴に燃えがらを不法投棄している現場を確認 〔改善指示票交付〕 ・処理施設からの汚水を適正に処理すること ・施設外に不法投棄している廃棄物を撤去し、適正に処理すること</p> <p>7. 9. 29 厚生省に対する照会事項 ・岩手県の不法投棄現場に立ち入り、指導する権限が青森県にあるか ・その他の場所を確認のため、掘削させてよいか</p> <p>7. 10. 2 三戸保健所・二戸保健所合同調査 ・源新社長が不法投棄を認める ・9月23～24日で撤去を完了したとの報告有り</p> <p>7. 10. 16 三戸保健所、二戸保健所、二戸市、田子町合同調査 ・不法投棄現場一帯11ヶ所掘削調査 （汚泥、燃えがら、一廃数種を発見） ・不法投棄現場奥の沢から採水</p> <p>7. 10. 17及び19 三戸保健所立ち入り調査</p> <p>7. 11. 29 三戸保健所立入調査（5ヶ所採水）</p> <p>7. 12. 13 岩手県（本庁、二戸保健所、二戸市）・青森県（本庁、三戸保健所）合同で撤去状況確認調査</p>	<p>7. 9. 29 厚生省の見解 ・岩手県への立ち入りはOK ・改善計画書の提出も青森県の業者として聞くのはOK ・掘らせるのも任意で求めるのはOK</p> <p>7. 11. 22 厚生省から「他県への立ち入り権限はない」旨の回答有り</p>
<p>7. 12. 14 産業廃棄物処分業更新許可申請</p>		<p>8. 1. 9 産業廃棄物処分業更新許可 ・中間処理（堆肥化） 200 t / 日 ・最終処分 883 m<sup>3</sup> 2,525 m<sup>3</sup></p>	
		<p>8. 1. 29 本庁、三戸保健所立入調査 〔指示事項〕 ・堆肥の販売量、在庫量、木くず購入先等の報告 ・施設内の堆肥の野積みをやめること</p> <p>8. 2. 13 本庁・三戸保健所立入調査 ・堆肥置場建設のため、堆肥の移動作業中</p> <p>8. 5. 30 三戸保健所立入調査 ・堆肥様物の不適正処理を発見（野積み） ・中間処理施設内で許可品目以外のものを確認</p>	

事業者の動き	地元の動き	県の動き	国の動き
		<ul style="list-style-type: none"> <li>8. 6. 6 本庁、三戸保健所立入調査 〔会社側意見〕</li> <li>・土地所有者との賃貸契約を解消したので会社とは関係ない</li> <li>・このことから、施設以外の場所への立入が不可能となった</li> <li>8. 6. 18～8. 10. 3 三戸保健所 早朝監視（5回）、夜間監視（4回）</li> <li>8. 8. 21 三戸保健所立入調査</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>8. 8. 27 田子町が協定に基づく指示</li> <li>・堆肥貯蔵施設の概略設計書の提出</li> <li>・埋立箇所排水計画書の提出</li> <li>・堆肥製造過程の説明書の提出</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>8. 9. 17 住民からの情報</li> <li>・ラグーンの水が泡立ち、黒い水があふれている</li> <li>・化学薬品等が不法投棄されている</li> <li>8. 9. 19 17日の情報提供者から、調査を催促する電話あり</li> <li>8. 9. 24 上記情報提供者が三戸保健所に来所</li> <li>・岩手県と青森県にまたがって医療系廃棄物が不法投棄されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>8. 9. 24 三戸保健所立入調査</li> <li>・情報の場所を監視したが確認できず</li> <li>・中間処理施設に薬品臭の汚泥が投入されていた</li> <li>・岩手県側への立入はできなかった</li> <li>〔改善指示票交付〕</li> <li>・許可品目以外のものを搬入しないこと</li> <li>・汚泥であっても堆肥化に適さないものは投入しないこと</li> <li>・適正管理により堆肥化をスムーズに行うこと</li> <li>・土地の賃貸契約を書面にて明らかにし、会社と個人の土地を明確にすること</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>8. 10. 2 元従業員からの情報</li> <li>・他県の業者と産業廃棄物を搬入している</li> <li>・作業小屋付近に不法投棄している</li> <li>8. 11. 1 元従業員からの情報</li> <li>・不法投棄は夜間に行っている</li> <li>・毎日7～10台の運搬車がきている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>8. 11. 5 青森県が事業の全部停止30日間の行政処分 (H8. 11. 11～12. 10)</li> <li>岩手県が事業の全部停止20日間の行政処分 (H8. 11. 11～11. 30)</li> </ul>	

事業者の動き	地元の動き	県の動き	国の動き
	<ul style="list-style-type: none"> <li>8.12.3~10</li> <li>会社関係者及び住民から情報提供有り</li> <li>毎日トラック7台位で廃棄物を運び込んでいる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>8.11.11~</li> <li>本庁及び三戸保健所で監視</li> <li>早朝監視：5回</li> <li>夜間監視：7回</li> <li>定期監視：30回</li> <li>(以上の監視からは不法投棄の事実確認できず)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>9.2.13</li> <li>産業廃棄物処分業変更許可申請</li> <li>動植物性残さ追加(有害物を含まないもの)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>9.7.7~10</li> <li>本庁で夜間監視実施</li> <li>期間中11台のトラックを確認しているが、不法投棄の確認に至らず</li> <li>9.3.24</li> <li>産業廃棄物処分業変更許可</li> <li>動植物性残さを追加(特別管理産業廃棄物を除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成9年；廃棄物処理法等改正</li> <li>全ての最終処分場が許可対象(令施行；9.12.1)</li> <li>処理施設の設置について、生活環境影響調査の実施等(法施行；9.12.17)</li> <li>全ての産業廃棄物についてマニフェストの使用を義務づけ(法施行；10.12.1)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>9.10.13</li> <li>産業廃棄物処分業変更許可申請</li> <li>ばいじんを追加(有害物を含まないもの)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>9.12.5</li> <li>産業廃棄物処分業変更許可</li> <li>ばいじんを追加(特別管理産業廃棄物を除く)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>10.3.23</li> <li>住民から</li> <li>茨城県からの産業廃棄物を処理施設以外の場所に埋め立てしている</li> <li>許可品目以外のものを夜中に処理しているとの情報</li> <li>10.4.20</li> <li>住民から</li> <li>白濁した排水が河川に流出している、との情報(近日中に調査することとした)</li> <li>10.5.8</li> <li>事業場排水についての苦情有り</li> <li>10.6.16</li> <li>住民から、白濁した排水が河川に流出している、との情報(田子町役場で、4日、9日、13日に採水)</li> <li>10.11.9</li> <li>不法投棄監視員から、排水が茶褐色、水泡、悪臭がする、との報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10.5.18</li> <li>八戸保健所で現場周辺の沢水等を調査したが異常なし</li> <li>10.6.16</li> <li>八戸保健所で田子町役場が採取した水を検査</li> <li>pH中性</li> <li>臭いもなし</li> <li>10.7.2</li> <li>本庁で立入調査</li> <li>規模未済最終処分場の区画確定及び残余容量調査を実施したが異常なし</li> <li>10.9.9</li> <li>八戸保健所で水質調査</li> <li>放流水調査の結果(11.3.15)、油分が排水基準と同</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>11.4.19</li> <li>会社関係者から情報提供</li> <li>事業場内で不法投棄している</li> <li>県が立入調査をするので証拠を隠滅している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>11.4.21</li> <li>本庁、八戸保健所、岩手県、二戸保健所で立入調査</li> <li>周辺調査の結果、3系統の汚水の流出を確認</li> <li>放流水の検査結果に基づき改善措置を講ずるよう指導(業者改善計画書を保健所に提出；11.5.26)</li> <li>11.6.11</li> <li>本庁、八戸保健所で事業場排水等の周辺調査実施</li> <li>11.7.12</li> <li>事業者が県立会のもとに水質検査実施したが異常なし</li> </ul>	

事業者の動き	地元の動き	県の動き	国の動き
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11. 10. 15 岩手県から情報有り               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県境付近で不法投棄の疑いがあるので岩手県警は近く強制捜査にはいる模様</li> </ul> </li> <li>・ 11. 10. 20 八戸保健所で放流水の水質検査実施するが異常なし</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11. 11. 30 両県警強制捜査及び両県検証立合、水質検査等</li> </ul>	